

【配付資料一覧】

1. 東京都北区中里貝塚保存活用計画策定委員会 第7回会議次第
2. 東京都北区中里貝塚保存活用計画策定委員会 席次表
3. 東京都北区中里貝塚保存活用計画策定委員会 委員名簿
4. 議事関係
 - 資料1 『中里貝塚 保存活用計画書』の目次構成案と各回の委員会の主な検討箇所
 - 資料2 「第6章 保存管理計画」
 - 資料3 「第7章 活用計画・第8章 整備計画」
 - 資料4 国史跡中里貝塚保存活用計画策定委員会 かわら版 第3号
 - 資料5 国史跡中里貝塚ワークショップ かわら版 第1号

東京都北区中里貝塚保存活用計画策定委員会
第7回会議次第

平成31年2月12日(火)
北区飛鳥山博物館 講堂

1. 開会

2. 教育委員会挨拶

3. 議題

(1) 保存管理計画案について <資料1・2>

(2) 活用計画および整備計画案について <資料3>

4. 報告

(1) 中里貝塚委員会だより(かわら版)の発行 <資料4>

(2) ワークショップの報告 <資料5>

5. その他

○次回委員会 平成31年5～6月 北区飛鳥山博物館講堂

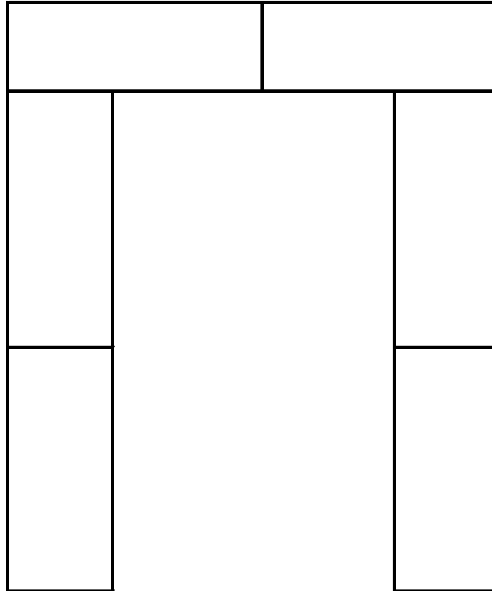
6. 閉会

委員会席次

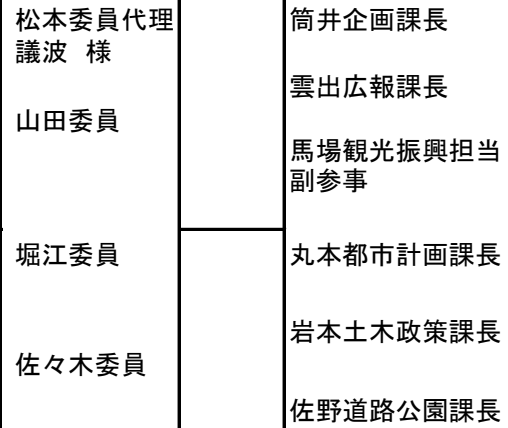
〔博物館講堂〕

《委員会》

石川副委員長 阿部委員長

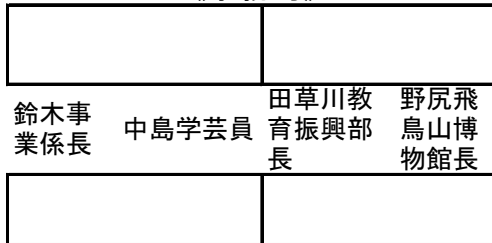


《区関係理事者》



出入口

《事務局》



牛山学芸員 安武学芸員

傍
聴
席

コンサルタント

壁



中里貝塚保存活用計画策定委員会 名簿

平成31年2月

(委員)

※敬称略

氏名	所属名等	
阿部 芳郎	明治大学教授(考古学)	
石川 日出志	明治大学教授(考古学)	
吉村 晶子	千葉工業大学教授(都市計画)	
議波 壽男	昭和町地区自治会連合会監事	松本会長代理
山田 和夫	上中里貝塚町会会長	
堀江 正郎	北区観光ボランティアガイド代表	
佐々木 富美子	公募(北区在住)	
山口 宗彦	区立滝野川第五小学校長	

(オブザーバー)

野木 雄大	文化庁文化財第二課文部科学技官	
伊藤 敏行	都教育庁地域教育支援部管理課統括課長代理	

(区関係理事者)

筒井 久子	政策経営部企画課長	
雲出 直子	政策経営部広報課長	
馬場 秀和	地域振興部副参事(観光振興担当)	
丸本 秀昭	まちづくり部都市計画課長	
岩本 憲文	土木部土木政策課長	
佐野 正徳	土木部道路公園課長	

(教育委員会事務局)

田草川 昭夫	教育振興部長	
--------	--------	--

(事務局)

北区飛鳥山博物館

館長 野尻浩行 事業係長 鈴木直人

事業係(学芸員) 中島広顕、牛山英昭、安武由利子

事業係 谷 木綿子

TEL:03(3916)1133 FAX 03(3916)5900

Email: hakubutsukan@city.kita.lg.jp

『中里貝塚 保存活用計画書』の目次構成案と各回の委員会の主な検討箇所

第1章 中里貝塚の保存活用計画の概要

- (1) 計画策定の沿革
- (2) 計画策定の目的
- (3) 計画の対象範囲
- (4) 委員会の経緯
- (5) 他の計画との関係

第2章 史跡中里貝塚の概要

- (1) 史跡の位置・概要
- (2) 史跡指定に至る経緯
- (3) 史跡指定の状況
- (4) 史跡に関わる調査成果
 - 4-1. 自然的調査
 - 4-2. 歴史的調査
 - 4-3. 社会的調査
- (5) 指定地の状況
 - 5-1. 法規制・土地利用状況
 - 5-2. 公有化の経緯
 - 5-3. 史跡周辺の現況

← 第1回委員会(H30.1.19)

第3章 中里貝塚の本質的価値

- (1) 史跡の本質的価値
- (2) 本質的価値を構成する諸要素
- (3) その他の諸要素
- (4) 指定地の周辺地域を構成する諸要素

← 第4回委員会(H30.7.20)

第4章 現状と課題

- (1) 保存管理の現状・課題
- (2) 活用の現状・課題
- (3) 整備の現状・課題
- (4) 運営・体制の現状・課題

← 第2回委員会(H30.3.9)

← 第3回委員会(H30.5.11)

第5章 保存・活用に向けた基本方針（大綱）

- (1) 保存管理の方針
- (2) 活用の方針
- (3) 整備の方針
- (4) 運営・体制の方針

← 第5回委員会(H30.9.21)

第6章 保存管理計画

- (1) 保存管理の方向性
- (2) 保存管理の方法
- (3) 現状変更及び保存に影響を及ぼす行為の取扱基準
- (4) 指定地外の保存管理の方法
- (5) 追加指定の考え方

第7章 活用計画

- (1) 活用の方向性
- (2) 学校教育における活用の方法
- (3) 生涯学習における活用の方法
- (4) 地域における活用の方法

← 第7回委員会(H31.2.12)

第8章 整備計画

- (1) 整備の方向性
- (2) 保存のための整備の方法
- (3) 活用のための整備の方法
- (4) 整備事業のスケジュール

← 第6回委員会(H30.11.30)

第9章 運営・体制の整備

- (1) 運営・体制の方向性
- (2) 運営・体制の方法

第10章 施策の実施計画の策定・実施

第11章 経過観察

- (1) 経過観察の方向性
- (2) 経過観察の方法

第6章 保存管理計画

(1) 保存管理の方向性

史跡の本質的価値を適切に保存し、後世へ確実に継承するために必要な取扱基準等を定める。

中里貝塚の5つの本質的価値「①貝類利用に特化した場」「②専門性の高さを物語る貝塚」「③国内最大規模を誇る貝層の分布範囲」「④海浜部の景観を復原できる縄文貝塚」「⑤内陸部集落へ供給する拠点となる貝塚」を適切に保存し、後世へ継承するためには、現地に残る遺構等の保全を図ることに加え、貝塚全体の構造解明のための追加調査や周辺の関連遺跡等を含めた継続的な調査も必要となる。よって、史跡を構成する要素の分布や地下遺構の性格、現在の土地利用状況などをもとに、指定地及び周辺地域を以下のとおり地区区分し、その区分ごとに取扱基準を定める。

(2) 保存管理の方法

第3章で整理した史跡の本質的価値と諸要素の分類を踏まえ、史跡指定地とその周辺地域を6つに地区区分し、各地区に対応した現状変更などの取扱基準を定めて保存管理を進めるものとする。

A-1区

国史跡指定地のうち、西側の「中里貝塚史跡広場」の範囲で、平成12年と平成24年の指定後、芝生広場という形で暫定整備された地区である。当該地区は公有地化も済んでおり、加えてA-1区に存在する工作物は、史跡標柱や解説板、資材庫、花壇等であることから、地下遺構に影響を与えるような開発行為の恐れもない。よって、引き続き地下遺構の適切な保全を継続するものとする。

A-2区

当該地区は、国史跡指定地のうち、東側の「上中里2丁目広場」の範囲で、平成12年に史跡指定される前に、北区が公園用地として土地取得し、遊び場として整備された地区である。北側のダスト舗装された広場には、史跡標柱や解説板、防災倉庫、ベンチなどが設置されており、南側の広場には、史跡標柱や解説板、トイレ、防火水槽などが設置されている。A-2区も基本的には地下遺構に影響を及ぼすような開発行為はないことから、A-1区と同様に地下遺構の適切な保全を継続する。

ただし、トイレや防火水槽などの補修にあたっては、その範囲や地下深度に留意する必要があるため、北区教育委員会と事前に協議を行うものとする。

B区

史跡指定地のA-1区とA-2区に挟まれた範囲で、貝層中心部に位置している。B区は過去の住宅建設の際に実施した確認調査においても貝層が良好な状態で検出された箇所が多く、貝層の広がりが見込まれることから、積極的に地下遺構の保全を図る必要がある。また、史跡の一体的な保存活用が望ましいことから、“保護を要する範囲”として必要に応じて追加指定を行っていくものとする。ただしB区は、地域住民の生活と密接に関わってくることから、史跡の保護と人びとの住環境の調和を図り、地元との協働によって史跡の適切な保全を継続する。

C区

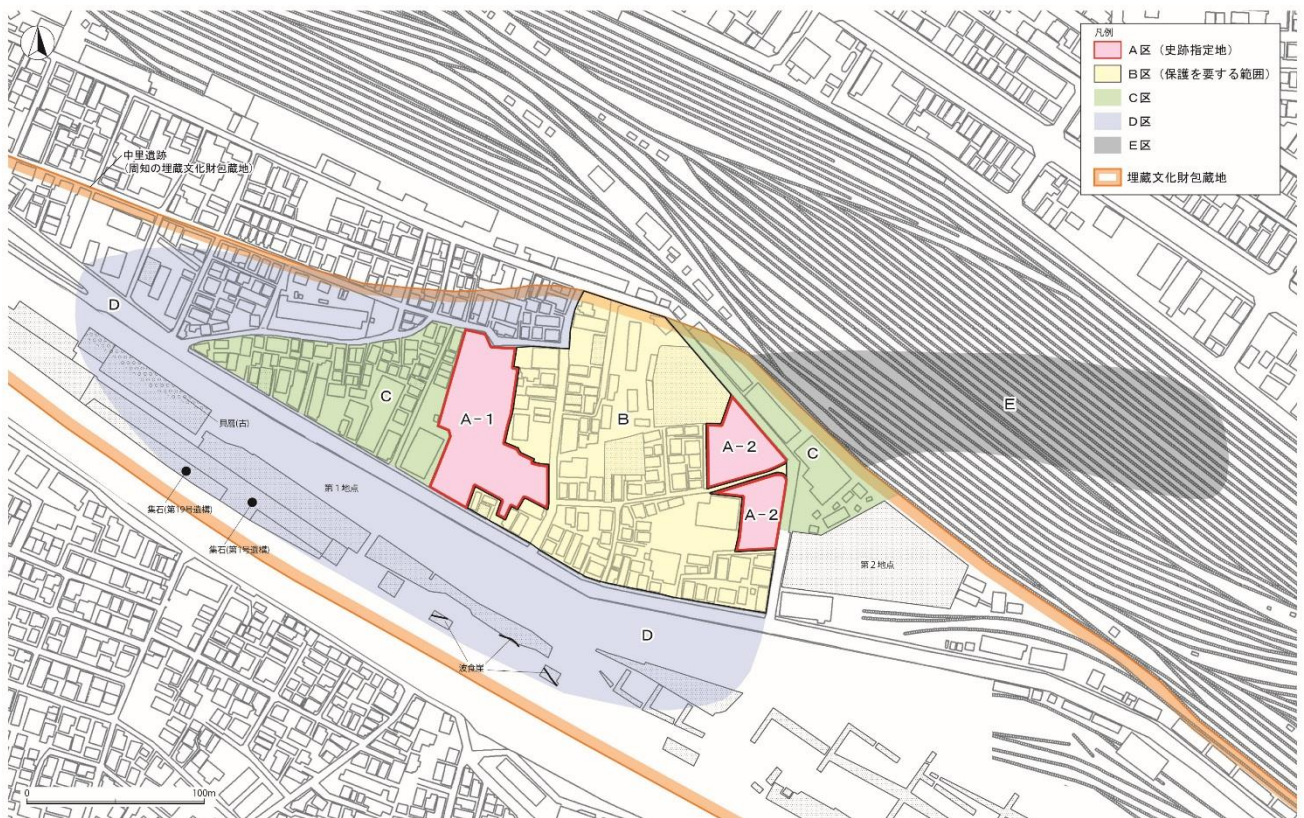
史跡指定地のA区に隣接する範囲であるが、貝層中心部の外側に位置する。C区は、B区と比較すると貝層の堆積が薄くなることから、保護を要する範囲に準ずる地区として位置づけ、開発と史跡保護を両立させる区域とし、確認調査等において重要な遺構が発見された場合には追加指定も視野に、その保護を図るものとする。また、B区と同様に地域住民の生活と密接に関わるため、地元との協働によって史跡の適切な保全を推進する。

D区

貝層の中心部分からやや離れ、貝層の堆積や遺構の密度が薄くなっていく範囲である。文化財保護法に基づく埋蔵文化財包蔵地の取扱いとするが、貝層や遺構等の存在が想定される範囲でもあり、可能な限り地下遺構の適切な保全を図る。

E区

埋蔵文化財包蔵地の範囲外であるが、史料等から貝層の分布が推定される範囲となっている。中里貝塚の全容解明に向けて、確認調査等の機会があれば積極的に取り組み、地下遺構の状況把握に努めることとする。



地区区分図

(3) 現状変更及び保存に影響を及ぼす行為の取扱基準

史跡指定地内（A区）において現状を変更する、もしくは史跡の保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合には、文化財保護法（第125条）により、文化庁長官の許可が必要となる。史跡の本質的価値を保存するために、先述した地区ごとの取扱い方針をもとに現状変更等の取扱基準を以下のように設定する。

基本原則

史跡の調査研究や保存活用などの史跡整備に関連する現状変更以外は、原則として認めない。

史跡の調査研究や保存活用などを目的とした現状変更を許可する場合の留意点として、以下の3点が挙げられる。

- ① 地下遺構を損傷しないこと
- ② 史跡景観や周辺環境に配慮すること
- ③ 史跡の本質的価値の維持向上に資する内容であること

史跡指定地内の現状変更等の取扱基準

項目		現況		取扱方針	
		A-1区	A-2区		
現状 変更 内容	建築物	増改築	建築物なし	△	・既設トイレ、防災倉庫の補修のみ認める。
		除去		○	・除去にあたっては、遺構に影響を与えないよう配慮して行う。
		新築	△	・史跡の保存活用に必要な環境整備として、四阿等の休息施設やトイレ、便益施設等の小規模施設のみ認める。	
	工作物	説明板、フェンス、電柱など	△	・維持管理上必要な補修等の軽微な行為は認める。 ・除去にあたっては、遺構に影響を与えないよう配慮して行う。 ・新設に関しては、史跡の保存活用資するものは認める。	
	地下埋設物	雨水排水、上下水道、防火水槽、電気など	△	・維持管理上必要な補修等の軽微な行為は認める。 ・除去にあたっては、遺構に影響を与えないよう配慮して行う。	
	地形	造成、地盤改良など	×	・地形の大幅な改変は原則として認めない。	
	植栽	高木、中低木、地被	△	・既存樹木の伐採や補植は、史跡の価値を保全するために必要なもの以外は認めない。 ・新たな植栽は、地下遺構への配慮を条件に認める。	
		発掘調査（確認調査）	○	・史跡の保存活用のために必要な調査については、目的を明確にした上で適切な範囲で認める。	

現状変更等の許可申請にあたっては、その内容によって申請区分が異なる。保存に及ぼす影響が軽微な行為については、北区教育委員会に許可権限が委譲されている。また、日常的な維持管理行為や非常災害時の応急的措置の場合には、現状変更の許可申請は不要となっている。

現状変更等の許可申請区分

●文化庁の許可が必要なもの

- ・建築物の増改築、除去、新築など
- ・工作物等の改修、除去、新設など
- ・土地の形状変更を伴う行為（掘削、盛土、切土、地盤改良など）
- ・史跡景観や地下遺構に影響を及ぼす行為（樹木の抜根など）

●北区教育委員会の許可が必要なもの

- ・史跡の保存活用に資する催事開催における仮設工作物等の新設、改修、除去（仮設テントなど）
- ・土地の形状変更を伴わない既設工作物等の補修（園路、側溝、フェンスなど）
- ・抜根を伴わない樹木の伐採

●現状変更の許可申請が不要なもの

- ・日常的な維持管理行為（樹木の剪定、草刈り、清掃、既設工作物等の維持管理行為など）
- ・非常災害時の応急的措置（災害発生前の予防措置、被害拡大を抑えるための応急措置など）

(4) 指定地外の保存管理の方法

史跡指定地外のB～E区については、大部分が周知の埋蔵文化財包蔵地「中里遺跡」(北区No.30)として周知されている範囲内に位置することから、基本的に文化財保護法(第93・94条)の届出等によって、その保存を図ることとする。特に、貝層中心部が位置する“保護を要する範囲”のB区においては、中里貝塚の一体的な保存活用に向けて地元と協働し、史跡の適切な保全を推進していく。

B区の取扱基準

B区は、史跡指定地に挟まれた範囲であり、これまでの確認調査等の成果によって、貝層や浜辺の作業空間などが地下に良好な状態で保全されていることが想定できる範囲にあたる。また、貝塚の中心部に位置しており、地下遺構を積極的に保護することが望ましいことから、開発行為等については事前に北区教育委員会とその内容を十分検討するものとする。

史跡指定地外における取扱基準 (B区)

項目		現況	宅地・道路	取扱方針	
開発等の内容	建築物	増改築	△	・地下遺構に影響を与えなければ、既住民による建替え等は可能である。	
		除去	○		
		新築	△	・地下遺構に影響を与えなければ、新築は可能である。	
	道路			○	・地下遺構に影響のない工法とする。
	地下埋設物	雨水排水、上下水道、防火水槽、電気など		△	・既設管の改修は、同一位置の施工は認め、新設は可能な限り地下遺構に影響のないよう努める。
	地形	造成、地盤改良など		○	・地下遺構に影響のない工法とする。
	植栽	高木、中低木、地被		○	・地下遺構に影響のない工法とする。
	発掘調査(確認調査)			○	・周知の埋蔵文化財包蔵地の取扱に則し、建築物の新築及び増改築の際に適宜、確認調査を行う。
追加指定			○	・諸条件が整えば追加指定を目指す。	

C区の取扱基準

C区は、史跡指定地に隣接する範囲であり、B区に準ずる地区として、地下遺構に配慮する必要があることから、開発行為については事前に北区教育委員会とその内容を十分検討するものとする。

史跡指定地外における取扱基準（C区）

項目		現況	宅地・道路	取扱方針
開発等の内容	建築物	増改築	○	・地下遺構に大きな影響を及ぼさない工法を原則とする。
		除去		
		新築		
	道路		○	・地下遺構に影響のない工法とする。
	地下埋設物	雨水排水、上下水道、防火水槽、電気など	△	・既設管の改修は、同一位置の施工は認め、新設は可能な限り地下遺構に影響のないよう努める。
	地形	造成、地盤改良など	○	・地下遺構に影響のない工法とする。
植栽	高木、中低木、地被	○	・地下遺構に影響のない工法とする。	
		発掘調査（確認調査）	○	・周知の埋蔵文化財包蔵地の取扱に則し、建築物の新築及び増改築の際に適宜、確認調査を行う。
追加指定			△	・開発と史跡保護を両立させる区域であるため、重要性が高い場合に限る。

D区の取扱基準

D区は、「周知の埋蔵文化財包蔵地」の範囲として、文化財保護法（第93・94条）の届出等により、地下遺構の保全を図ることを基本原則とする。

史跡指定地外における取扱基準（D区）

項目		現況	宅地・道路 JR敷地	取扱方針
開発等の内容	建築物	増改築	○	・開発行為や宅地の改修および地下遺構に大きな影響を与える行為等の土木工事を行なう場合は、文化財保護法第93条・94条による届出及び通知により遺構に対する影響について確認し、遺跡保護の観点から踏まえた協議を実施する。
		除去		
		新築		
	道路		○	
	地下埋設物		○	
	地形	造成、地盤改良など	○	
植栽	高木、中低木、地被	○		
		発掘調査（確認調査）	○	・周知の埋蔵文化財包蔵地の取扱に則し、建築物の新築及び増改築の際に適宜、確認調査を行う。
追加指定			—	

E区の取扱基準

E区は、「周知の埋蔵文化財包蔵地」の範囲外となっているが、その全域が尾久操車場の区域内に位置しているため、地下遺構に影響を及ぼすような開発行為等の恐れはほぼない。よって、現状維持を基本原則とするが、改修工事等の際には北区教育委員会と事前協議を行うものとする。

(5) 追加指定の考え方

中里貝塚の貝層分布の推定範囲は、東西方向に長さ700m、幅100m以上に亘るが、都市部の住宅密集地に所在していることもあり、史跡として指定されているA区は、その貝層の一部となっている。ただし、指定地外に広がる貝層範囲の大部分は、周知の埋蔵文化財包蔵地「中里遺跡」に含まれるため、住宅建築等の開発行為の際には文化財保護法第93条に基づく届出が義務付けられており、地下遺構の保全が図られるよう指導している。また、立地が沖積地上にあるため、地下構造を有する建物はほとんどなく、地下遺構に影響を及ぼす開発行為もほぼない。以上のような遺構の保存状況や現在の土地利用状況等を踏まえ、史跡の一体的な保存活用を図るための諸条件を整えば、土地所有者や地域住民、関係諸機関と十分な協議を行った上で、貝層の中心部にあたる“保護を要する範囲”のB区を軸に、追加指定を検討する。

C区は、「(2) 保存管理の方法」の項目で述べたように、B区よりも貝層の堆積が薄いことから、開発と史跡保護を両立させる区域として扱い、確認調査等において重要な遺構が発見された場合に限り、追加指定の必要性について協議を行うこととする。

なお、中里貝塚においては、2箇所の史跡指定地の公有地化は完了している。また、上述したように、指定地外の地下遺構についても保全が適切に図られていることから、公有地化の緊急性は比較的低いといえる。したがって今後、新たに追加指定がなされた範囲については現状の土地利用を維持することを基本方針とする。ただし、“保護を要する範囲”において地下遺構に影響を与えるような開発行為等が計画された際には、公有地化も視野に史跡の保護を図ることとする。

第7章 活用計画

(1) 活用の方向性

中里貝塚の活用にあたっては、史跡の本質的価値を分かりやすく理解できるように顕在化し、都市部に残された地域の歴史的・文化的資源、観光資源およびまちづくりの核として積極的な活用を図ることとする。そのためには、地元住民や地元団体、近隣の学校や教育機関、区内の関係諸機関などとの協力・連携が欠かせないことから、史跡を核とした総合的な学習の場としての活用を目指す。

また、現在の史跡指定地は、住宅街の中のオープンスペースとしても認知されているため、区民の憩いの場・ふれあいの場および防災の視点からの活用も継続できるよう配慮する。

(2) 学校教育における活用の方法

中里貝塚を次世代へ継承していくためには、その担い手となる地域の子も達が、史跡を身近に感じられ、その価値を学ぶことのできる仕組みを整える必要がある。そのためには、ガイダンス施設等の「教育の場」の整備に加え、効果的な情報発信や何度も訪れたいくなるような体験学習プログラムも不可欠となる。また、整備後の活用だけではなく、整備の前段階から子ども達が参画することで、より中里貝塚に興味を持ち、史跡整備に対して主体的に取り組める環境づくりを検討する。

※第3回ワーキンググループ（12/21）で出された意見。

- ・現地で「当時の人の営みを追体験する」。例えば、貝を蒸して、食べて、貝殻を捨てて、どの程度の廃棄量になるかを実際に体験するなど。
- ・飛鳥山博物館ではできない体験メニューだと、「特別感」がでて、現地に行きたくなると思う。
→貝蒸し体験を実施するとなると、水場やレクチャールーム、現地での展示物など、ある程度の規模の施設が必要になる。
- ・学校の見学においては、体験学習などの教育面だけでなく、今後の人材育成に繋がるようなプログラムも必要だと思う。
→博物館職員やガイドボランティアが指導するだけでなく、地元の高校生や大学生が指導役として小学生に教えるような「地域参画」の形も最近は増えてきている。

(3) 生涯学習における活用の方法

中里貝塚をひとつの核として地域の歴史を学ぶことで、郷土に対する誇りの醸成を図り、地域住民や来訪者等の間での交流を促し、地域活性化に繋げることを目指す。そのためには、史跡の日常管理を担う人員の確保や体験学習プログラム等のボランティアの育成など、計画段階からの地域住民の参画が欠かせない。また、近隣の博物館や資料館、尾久操作場等、周囲に点在する文化的資源と連携した各種イベントやシンポジウム等を定期的に行うことで、史跡への興味関心を継続させることも重要となる。

※第3回ワーキンググループ（12/21）で出された意見。

- ボランティアガイド養成講座やサイクリングツアーガイド養成講座などの例を見ると、「地域全体を理解するための説明」や「現地でしか伝わらない話」など、メリハリを付けたガイドの組み立てを工夫している。また、「どこで何を話すか」と合わせて、「立ち止まって説明できるスペースがあるか」など、現地でのトラブルを回避するためのコース設定も検討する必要がある。
- 博物館が中里貝塚を学ぶための“入口”で、ここで事前に学んで現地に向かう、という流れがスムーズだと思う。

(4) 地域における活用の方法

中里貝塚は住宅密集地に位置しており、数少ない「みんなで使える空間」として地域住民に認識されていることから、人々が集い、ふれあう場としての活用を図る。また、地域の内外や来訪者に対して地域の魅力を発信するため、史跡散策コースを充実させるなど、観光面も意識した史跡整備を検討する。

※第3回ワーキンググループ（12/21）で出された意見。

- 細い生活道路を見学者がむやみに歩かないように、線路沿いの大通りにある歩道をアクセルートとして設定する必要があるので、現況の歩道を「史跡まで歩いて楽しい道」にできると良い。

第8章 整備計画

(1) 整備の方向性

中里貝塚の整備は、現在の史跡指定地を優先して行うこととする。ただし、指定地が大きく2ヶ所に分かれているため、今後の追加調査や追加整備も見据えながら、中里貝塚の価値を分かりやすく発信するための整備を検討する。また、それぞれの地点で特徴的な遺構や遺物が確認されていることから、それらの要素を活かしながら現地を巡ることで、国内最大規模の縄文貝塚を“体感”できる整備を図ることとする。

なお、指定地周辺は住宅街となっているため、住民生活に配慮した施設整備や景観整備を図りつつ、史跡の価値を高めるような整備を目指す。

(2) 保存のための整備の方法

中里貝塚の本質的価値である貝層は、地下に埋蔵されており、開発行為等がない限りは、良好に保存された状況となっている。今後の整備にあたっては、地下遺構に影響を与えないよう、盛土保護などの対策が必要となる。

国内最大規模を誇る貝層の中里貝塚において、実際に発掘調査できた範囲は、ごく一部となっている。史跡の全容解明に向けて、追加調査や継続的な研究も重要である。

また、中里貝塚の本質的価値を広く周知し、情報発信を充実させることで、史跡に対する理解を深め、史跡の保護に繋げることとする。

※第3回ワーキンググループ（12/21）で出された意見。

- ・追加調査で発掘を継続しながら、その都度、現地説明会を実施して調査区を見学してもらうのも可能ではないか。
- ・木枠付土坑の追加調査を目的として、3年程度の発掘調査計画を立てて、木枠付土坑が検出されれば型取りをしてそれを現地に展示する、という整備計画も良いのではないか。
- ・一般的な見学者は、散策マップがあればそのルート通りに歩くので、博物館のホームページなどでマップを公開し、アクセス数なども分析すると良いと思う。

(3) 活用のための整備の方法

中里貝塚は、他地域の集落型貝塚とは異なり、貝類利用に特化した希少な遺跡となっている。そのため、約800年に亘る採貝と貝の加工といった、当時の縄文社会を体感できるような活用を目指す。

※第3回ワーキンググループ（12/21）で出された意見。

- ・駅からの誘導サインが足りていない。
→南アルプス市では、小学生が手作りした看板を設置している。
- ・現地に「剥ぎ取り標本が博物館で見られますよ」という情報を伝える誘導サインがない。

- 近年はオーバーツーリズムの問題も出てきているので、「ここから先は生活道路」といった注意喚起を4カ国語で表示するなど、地域住民の生活を守るための整備も必要。
 - 恒常的に公開するのは、遺跡保護の観点からも難しいが、年に数日間の公開日を設けて、定期的に公開するのは1つの方法だと思う。
 - 飛鳥山博物館の4.5mの剥ぎ取り標本との差別化として、高さは2mで、横に長い剥ぎ取り標本などを新たに作成し、現地に展示できると良いと思う。
 - 剥ぎ取り標本を現地に展示する場合は、「触れる」ようにすると博物館との違いを実感できる。
 - 飛鳥山博物館にないものという点では、「木柁付土坑」の展示ができると目玉になる。
- まずはソフト事業として、仮設テント等を使用して体験イベントを実験的にやってみるのはどうか。
→ イベントを何回か繰り返す中で、「こんな施設があると助かる」という現場の声をもとに、再度、恒久的な施設整備の計画を練り直すという流れで進めると良いと思う。
 - 短期的な展示計画としては、地形模型を貝塚町会館などで保管してもらい、グループ見学の際にその模型を見てもらうというスタイルが良いのではないか。
 - 中里貝塚のプロモーションムービーを、千葉工業大学のデザイン科学科の研究室と共同で制作してはどうか。

(4) 整備事業のスケジュール

事業スケジュールの見通しとしては、短期計画で説明板や誘導サインを整備しながら、現地での体験イベントを企画し、それらと並行してボランティアなどの人材育成を進める。将来構想としては、中長期計画でガイダンス機能を持った施設の設置を検討する。

		H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	2020	2021	2022	2023	2024~
史跡広場の維持管理		→							
地域による利活用		→							
保存活用計画		→							
パブリックコメント				●					
地元参画(勉強会など)			→		→				
確認調査・追加調査		→							
短期計画	整備基本計画				→				
	サイン等の整備					→			
	体験イベント等の企画					→			
	人材育成					→			
中・長期計画									

国史跡中里貝塚 保存活用計画策定委員会 かわら版

第3号(平成30年12月発行)

中里貝塚の保存・活用・整備に向けた具体的な方向性を話し合う保存活用計画策定委員会の第6回会議を開催しました！

本かわら版は、委員会で話し合われた内容等を昭和町地区自治会連合会管内の皆様にお知らせするため発行するものです。

平成30年11月30日に北区飛鳥山博物館にて第6回「中里貝塚保存活用計画策定委員会（以下「委員会」という。）」を開催しました。今回の委員会では、議題と報告が3つずつあり、その中の議題（3）整備活用に関する方向性について、様々な意見が出されました。

第6回委員会（平成30年11月30日）

議題

- (1) 計画書構成案について
- (2) 史跡の構成要素について
- (3) 整備活用に関する方向性について

報告

- (1) 中里貝塚委員会だより(かわら版)の発行
- (2) 地元勉強会等の報告
- (3) ワークショップの予定

主な意見

史跡の整備活用について

- ・2ヶ所の指定地で「何をしたいか」、そのために「何が必要か」を再検討する。
- ・飛鳥山博物館の活用も念頭に置きながら、「展示は博物館」、「体験は現地」というように、必要な機能を分けて考えてはどうか。

※第1～6回の概要は、北区飛鳥山博物館のホームページにて公開しています。



●本委員会は、傍聴いただけます。くわしくは、事務局（北区飛鳥山博物館）までお問い合わせください。

中里貝塚とは・・・国内最大規模の貝層を有する、縄文時代の“水産加工場”です。マガキとハマグリ of 干貝加工に伴い廃棄された貝殻が、最大 4.5m の厚さで堆積し、貝類の剥き身処理に関わる遺構なども発見されている貴重な遺跡です。



＜保存活用計画とは＞

国指定の文化財等について、保存活用の考え方を明確化し、必要な諸手続などを整理して、文化財等の確実な継承を図るために作成する計画です。

お問い合わせ（事務局）

北区飛鳥山博物館

TEL : 03-3916-1133

<http://www.city.kita.tokyo.jp/hakubutsukan/>



国史跡中里貝塚 ワークショップ かわら版 第1号(平成31年1月発行)

中里貝塚の「整備・活用」や「史跡を活かしたまちづくり」について
話し合う **ワークショップ** を開催しました！

平成 30 年 12 月 16 日に昭和町ふれあい館にて、「第 1 回 国史跡中里貝塚ワークショップ」を開催しました。今回は「第 1 回」ということで、ワークショップ開催の趣旨説明や、発掘調査を担当した学芸員による史跡の概要説明をおこない、その後、グループ毎に分かれて中里貝塚に対する“想い”を話し合いました。25 名の参加者が約 40 分にわたり、「中里貝塚について知っていること」、「自慢できるところ」、「活用に向けたアイディア」などについて意見交換しました。

意見交換「みんなで話そう中里貝塚のこと」

主な意見

- ・史跡の存在があまり知られていないので、学校教材の 1 つとして子ども達にも伝えてほしい。
- ・縄文時代には貝が採れる漁場として利用し、廃棄された貝が厚く堆積して小高い山になるとランドマークとしても利用し、江戸時代にはその貝殻を胡粉として再利用していたように、それぞれの時代で“生活の役に立つ”といった使われ方をしているので、現代においても、“地域の役に立つ”ような活用が望ましいのではないか。
- ・貝塚全体の整備には時間がかかるので、今ある空間を、今の人達にどうアピールできるか考えながら、まずは史跡について知ってもらうことが重要だと思う。

アンケート調査の回答結果

主な意見（自由記載欄）

- ・今回のワークショップは、貝塚を知る良い機会になった。
- ・貝塚について初めて聞く内容も多く、理解が深まった。
- ・史跡の周知がまだ不十分。
- ・地形模型があると、実際の位置関係などが目で見て分かるのでイメージしやすい。



【ご案内】

「第 7 回 国史跡中里貝塚保存活用計画策定委員会」 ※傍聴を希望する方は、直接会場へ。

日時：2月 12 日（火） 会場：北区飛鳥山博物館 講堂

「第 2 回 国史跡中里貝塚ワークショップ」

日時：2月 17 日（日） 会場：昭和町ふれあい館 2 階 第 3 ホール

お問い合わせ（事務局）

北区飛鳥山博物館

TEL : 03-3916-1133

<http://www.city.kita.tokyo.jp/hakubutsukan/>

